

調停の申立てについて

本市が支払うべき損害賠償の額を確定させるため、次のとおり裁判所に調停を申し立てることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月19日提出
焼津市長 中野 弘道

1 事案の概要

令和5年1月27日午前9時30分頃、本市職員が公務により障害者施設（グループホーム）を訪問した際に、誤って公用車の後部を当該施設の塀に衝突させたもの

2 当事者

- (1) 申立人 焼津市
- (2) 相手方 [REDACTED]

3 調停の申立てをする理由

本件交通事故に関し本市が支払うべき損害賠償の額について相手方と交渉したが、協議が整わないと認めます。

4 調停申立ての趣旨

本件交通事故に関し本市が相手方に支払うべき適正な損害賠償の額を確定するとの調停を求める。

5 本市の提示額 13万8,600円

6 相手方の請求額 41万300円

7 管轄裁判所 島田簡易裁判所

8 その他

本市は、調停において必要があると認めるときは、適當と認める条件で相手方と合意することができるものとする。

参考資料

<これまでの経過>

1 本件事故の発生

令和5年1月27日午前9時30分頃、本市の職員が公務により公用車を運転して、市外に所在する障害者施設（グループホーム）の施設を訪問し、当該施設の駐車場に駐車した際に、公用車の後部を当該施設の塀に衝突させた。

2 本件事故による損害について

本件事故は、公用車を施設の駐車場に止める際に、公用車のリアバンパーが施設の塀に軽く接触したものであり、公用車の傷及び施設の塀の接触箇所の傷のいずれも目視ではよく確認できない程度のものであった。

3 相手方との交渉の経過

- (1) 本市は、事故発生後、相手方と損害賠償の額について交渉を行ってきた。
- (2) 本市は、本件事故に基づく損害賠償の額として、公用車が接触した箇所を中心とする塀のタイル4枚を交換することを内容とする修繕の見積額に基づき、13万8,600円を支払う旨相手方に提示した。
- (3) これに対し、相手方は、公用車が接触したことによる影響がタイルの下地にも及んでいる可能性があり、下地の修理費（調整費）を含めると工事の見積額が41万300円になると主張しており、協議が整わない状況が継続している。